

# 地域コーディネーションの多様態へ 転換期を迎えた地域産業政策

田柳 恵美子

1. はじめに
2. グローバル経済社会における「中小企業」観のドラスティックな転換
  - 2.1 なぜ21世紀は「中小企業の時代」なのか
  - 2.2 OECD「ボローニャ中小企業政策閣僚会議」開催が意味するもの
3. 日本の中小企業政策と、その「21世紀への転換」
  - 3.1 今日までの中小企業政策の流れ
  - 3.2 中小企業政策の一大転換へ
  - 3.3 中小企業政策の地方分権化
4. 地域コーディネーションが必要とされる今日的背景
  - 4.1 中小企業のイノベーション許容度に見合った技術政策の必要性
  - 4.2 ポスト=テクノポリス時代に求められる技術移転システム
  - 4.3 地域ネットワーク型産業システム（シリコンバレー・モデル）の示唆
  - 4.4 欧米コーディネーションにみる具体的要件
5. 地域コーディネーションのさまざまな存立形態
  - 5.1 フランス、コートダジュール地域  
～誘致外来型テクノポリスの波及効果を狙った広域連携
  - 5.2 ドイツ、アーヘン・テクノロジー地域  
～広域連携による技術移転政策
  - 5.3 岩手県・地域プラットフォームと中核的支援機関  
～ボトムアップのネットワークとトップダウンの政策との有機的連携
6. むすび～地域コーディネーションの多様態が示唆するもの

## 1. はじめに

90年代以降、世界のひとつの大きなうねりとして、21世紀の経済社会で中小企業が果たす役割の重要性への認識が急速に深まっている。ILO（国際労働機関）やOECD（経済協力開発機構）といった国際機関がイニシアチブを取り、先進国、途上国を問わず、主要各国のブレーンが知恵を結集して、国際的なコンセンサスを高め合うと同時に、自国の政策ベースの向上に力を集中させている。

その背景には、グローバル化する経済競争のなかで、地域を単位とする世界的分業体制の構造変動がめまぐるしく起きていることがある。地域においては、持続的な地域経済を支えうる地域優位を、国家政策の枠を超えて築き上げなければならなくなっている。そし

て、その地域経済を支える源泉が、ほかならぬ地場の中小企業の活力であるということが、先進国、途上国を超えた、今日のグローバルなコンセンサスとなりつつある。

こうした動きのなかで、地域においては、地域のネットワーク化を促進し、さまざまな地域単位間の協調や協同、産官学民の連携をコーディネーションするための、地域固有の調整機構が多様に出現している。

まず従来に比べて、どのような共通諒解の変化が生まれてきているのか、背景にある内外の中小企業政策の動向を概観したのち、中小企業を牽引役とした地域経済を支援するための、パブリック、プライベート、NPO といった異質な組織（個人）を柔軟にコーディネートする地域産業政策の台頭が、グローバルな現象としてみられることを内外の事例から検証する。

## 2. グローバル経済社会における「中小企業」観のドラスティックな転換

### 2.1 なぜ 21 世紀は「中小企業の時代」なのか

中小企業が経済に占める割合の重要性には、国や地域を問わず多大なものがある。その存立においては、各国・各地域による特性の違いがあるものの、近年ではむしろそうした違いを超えて、中小企業が果たす社会的、経済的な貢献の大きさへの共通認識を高めようという動きが顕著である。

もとより中小企業が経済全体に占める量的比重は、先進各国においても非常に高い。総企業数に中小企業が占める割合は、図 1 に示したとおり、日本では従業員 300 人未満が 99.7%<sup>1</sup>、EU では 250 人未満が 99.8%、米国では 500 人未満が 96% を占める。EU では、そのうち 10 人未満の企業（micro enterprise）が実に 93% を占める。

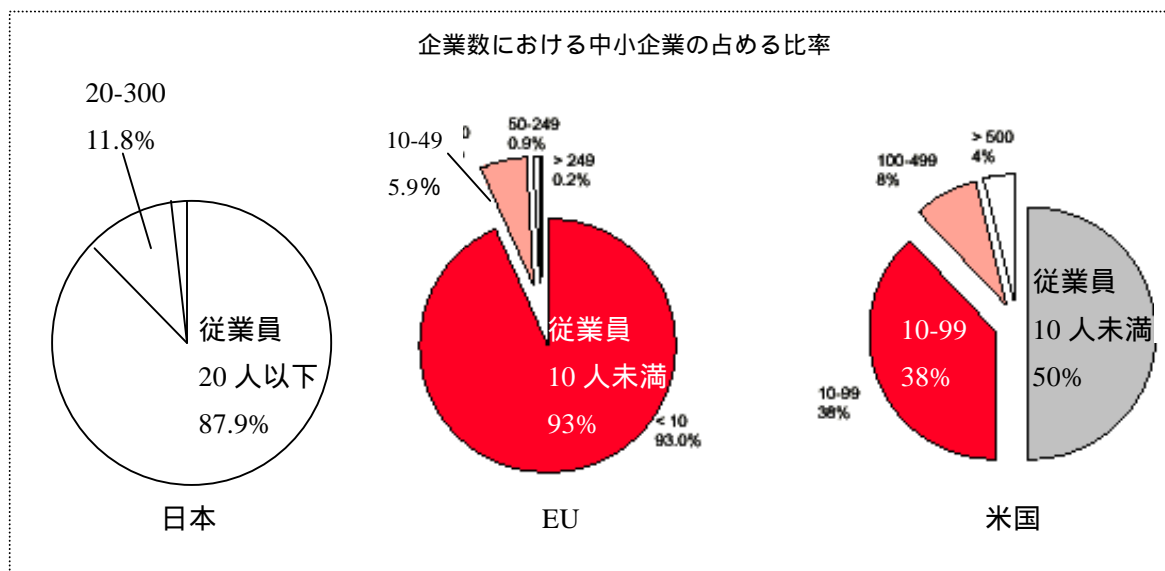


図 1 (Joint OECD/Eurostat database 2000 年データ、日本は中小企業白書平成 13 年版データから作成)

<sup>1</sup> 300 人以下、20 人以下は製造業等の場合の従業員数にもとづく便宜的な表示。実際には、中小企業：卸売業 100 人以下、小売業、サービス業 50 人以下、小企業：卸売業、小売業、サービス業 5 人以下の企業数が合算されている。

一方、総雇用に占める従業員 500 人未満の企業の割合をみると、日本は 72%、EU では 66%、米国が 53% 程度である。EU、日本では、ともに従業員 100 人未満の企業が全雇用の 50% 超を占める。また付加価値額をみても、日本では製造業で 300 人以下の中小企業が 55% 程度（出荷額では 51% 程度）と高いシェアを占める。EU においては、中規模企業（100～499 人）の従業員 1 人当たり付加価値額が 95,000 ユーロと、大企業の 90,000 ユーロを上回る状況にある。<sup>2</sup>

OECD では、90 年代に入って、グローバル経済社会の成長における中小企業の重要性をより強調する政策を取り始めた。世界 26 カ国から中小企業の各分野の専門家を集めて研究会を組織し、1996 年には、『中小企業；雇用、イノベーション、経済成長』という報告書を、加盟各国に対する勧告として発表した<sup>3</sup>。

この勧告を通じて、グローバル社会は、中小企業の経済成長における役割の重要性へのコンセンサスを持ったといっている。数々のデータは、中小企業の国民経済に占める量的な比重の大きさや、ハイテク・ベンチャーの高成長性を確認しただけでなく、従来のマクロ経済の認識に反して、中小企業の内生的な活力が不況下においてさえも、経済成長の牽引力として重要な役割を担っていることを強調した。特に衝撃的なのは、1989～92 年の EU12 カ国において、中小企業（従業員 499 人以下）の売上高増加率が、大企業（従業員 500 人以上）のそれを上回れば上回るほど、翌年の GNP は伸びているという事実を示した分析データである（図 2）。この事実は、社会政策、雇用政策の枠を超えて、一国の経済政策としても、いかに中小企業政策が重要かということ、強烈に印象づけたといっている。

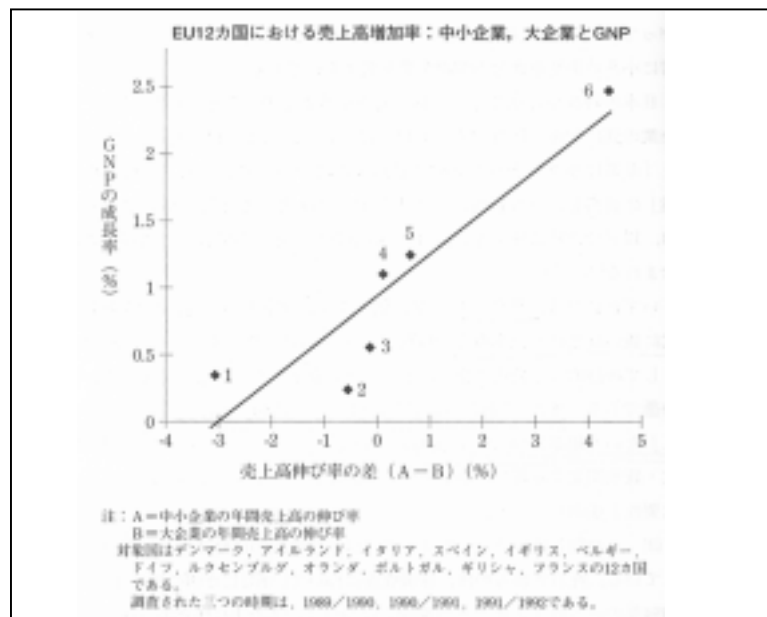


図 2 原出典：OECD DOCUMENT SMEs：Employment, Innovation and Growth, P.12  
 資料出典：水津雄三『21 世紀経済と中小企業・女性事業家』（森山書房、2000）P.192

OECD 勧告に至る時代背景には、さまざまな複層的な動きが絡み合った大きなうねりがあ

<sup>2</sup> 雇用のデータは、OECD DOCUMENT SMEs: Employment, Innovation and Growth (OECD, 1996)。付加価値額のデータは EU は(財)中小企業総合研究機構編『ヨーロッパ中小企業白書 2000』（同友館、2001）日本は工業統計表より。

<sup>3</sup> OECD の 1996 年勧告については、水津雄三『21 世紀経済と中小企業・女性事業家』（森山書房、2000）を参照。

った。ひとつには、80年代に進展した新自由主義とグローバリズムの行き詰まりがある。大企業の多国籍化が進み、深刻な産業の空洞化に悩まされた米国では、90年代のクリントン政権下で中小企業政策の抜本的な見直しと強調がなされた。

クリントン政権は、数々の新政策を打った。従来からの枠組みに基づく経済民主主義的な中小企業支援策の強化を図るとともに、94年「零細企業に優しい銀行」の格付けを開始、95年中小企業政策大綱を発表、97年アメリカ中小企業法の大改定、貿易政策における商務省と中小企業庁の二人三脚体制を強化、財務省による地域開発金融機関基金プログラム開始など、新たな制度や法律を次々に導入した。特に、中小企業法の大改定では、米国の活力を支えるうえで最も大切な役割を担うのは、もはや大企業ではなく、中小企業以外にありえないという強いニュアンスで意思表示する条文の書き換えが行なわれ、中小企業の国民経済における重要性がことさらに強調された。

米国の中小企業政策は、公的な技術資源の民間移転の促進や、ハイテクベンチャーの起業支援といった、産業技術政策に焦点を当てて見られがちだが、総合的な社会経済政策として展開されている点は見逃せない。それはまた、ハイテク・セクターやサービス・セクターの振興を意図した産業構造政策だけではなく、地域開発や雇用開発と表裏一体をなして、中小企業の置かれる不利な立場を是正し、公正な発展や競争を促すための産業組織政策を重視している。

クリントン政権がドラスティックな政策転換を行なった背景には、80年代以降の一連の経済学者たちによる「地域集積」「産業集積」をめぐる研究成果もおおいに影響を与えている<sup>4</sup>。そのなかには、例えば「第三のイタリア」といわれるイタリア北中部の70年代後半の奇跡的発展において、中小企業の柔軟な専門化（flexible specialization）が主要な成長の源となっていることへ世界的な注目を喚起する、C.セーベルやM.ピオリらの研究もあった。米国においては、とりわけP.クルーグマンやM.ポーターら、政治的影響力の強いオピニオン・リーダー的な学者の論考が、従来の経済学や国際経済学ではほとんど無視されてきた「空間経済」「経済地理」への注目を大いに喚起したことの意義が大きい。

OECDの現在の中小企業政策においても、その大きな柱が、産業集積（Industrial district）や産業クラスター（Cluster）に力点を置いた「地域力をベースにした中小企業のグローバルな競争力（Local Strength, Global Reach）」に置かれているという事実<sup>5</sup>は、EC時代からのヨーロッパ地域にはもともとあったコンセンサス<sup>6</sup>に加え、米国の学者らの緻密な研究業績や、90年代クリントン政権のアグレッシブな社会経済政策の進展がなければありえなかったといえる。

さらに、それ以前から発展途上国の問題として、主に開発経済の分野で取り沙汰されて

---

<sup>4</sup> 米国のM.J.ピオリとC.F.セーブル、P.クルーグマン、M.ポーターのほか、A.J.スコット、M.ストーバーら経済地理学者や、G.ベカティエニはじめ欧州の学者らの研究が大いに貢献している。

<sup>5</sup> OECD Policy Brief・Small and Medium-sized Enterprises: Local Strength, Global Reach (OECD, 2000)

<sup>6</sup> EC委員会のEuropean File 18/80, Dec. 1980では、すでにEC各国の産業構造において、中小企業の数と多様性が、経済全体のダイナミズム、活力の源泉として、また技術革新の発展と普及に優れた特性をもっていることを示唆している。

きた「内発的發展」という課題<sup>7</sup>が、先進国内での地域経済政策の課題として浮上してきたということも見逃せない。特に EU 統合へ向けた EU 圏内の地域間格差是正の政策は、ここに大きく絡んでいる。

また、北欧を中心とした、「福祉か雇用か」という新・福祉国家像をめぐる議論<sup>8</sup>や、英国ブレア政権の「第3の道」路線をめぐる議論<sup>9</sup>から、「内需の確保」「ワークシェアリング」の実現をめぐり、中小企業を新たな意味をもって見直そうという動向も浮上してきた。OECD や ILO は、中小企業政策と同時に、女性事業家の見直しや支援政策を強化しているが、その背景には、こうした近代福祉国家像の見直しの流れがあることも見逃せない。

80年代以前の大企業中心の論理の時代には、もっぱら発展途上地域や失業者層における雇用・福祉への貢献や、技術革新における優位性との連関でのみ語られてきた中小企業観から脱却し、21世紀へのより積極的な中小企業観が、包括的な観点から論じられる流れにある。

## 2.2 OECD「ボローニャ中小企業政策閣僚会議」開催が意味するもの

一連の共通諒解が進展するなかで、OECD は、2000年6月13～15日、イタリア中部エミリア・ロマーニャ州の州都ボローニャで、中小企業政策担当閣僚会議を開催するに至った<sup>10</sup>。

注目すべきは、インド、中国、ベトナムといった OECD 非加盟の発展途上国の首脳が多数参画していることである。従来あった、先進諸国と発展途上国との間の「中小企業」の捉え方の距離が縮まり、相互の垣根を超えた共通の問題意識として「中小企業政策」を捉えるという方向が出てきているのだ。その背景には、中小企業がもっているある種普遍的な創発性の振興や、地域産業政策と地域開発政策の調和や、地域間連携や地域間協調の振興が、先進国・途上国を問わない共通な政策課題として捉えられる潮流があるとみることができる。

その具体例を、EUの地中海沿岸域プログラムに民間パートナーとして参画したポルトガル企業の代表者の、シンポジウムでの講演にみる事ができる。EUは、圏内の経済発展の遅れた地域に対して、構造基金（European Structural Funds）による振興プログラムを展開している。この地中海沿岸諸国開発パートナープログラム（EU-MED）では、特にイタリア、スペイン、ポルトガルの地中海沿岸域の中小企業を対象に、企業活動と製品の競合力

<sup>7</sup> 発展途上国では、先進国とは異なる文脈での、独自の自営・創業支援への取り組みが行われてきた系譜がある。パキスタンのグラミン・バンクに代表されるような「マイクロ・ファイナンス」や、アルゼンチンの交換リングなどの「地域貨幣」は、草の根の経済支援政策として、いまや先進国にも大きな意味を持つものとなっている。

<sup>8</sup> 例えば、G.エスピン-アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎』（渡辺・渡辺訳、桜井書店、2000）、D.メーダ『労働社会の終焉』（若森・若森訳、法政大学出版局、2000）などを参照。

<sup>9</sup> 英ブレア政権の第3の道については、アンソニー・ギデンズ『第三の道：効率と公正の新たな同盟』（佐和隆光訳、日本経済新聞社、1999）を参照。

<sup>10</sup> 会議への参加国は日本も含め、OECD加盟国、非加盟国合わせて50カ国余りに上った。基調講演は、開催国イタリアのアマート総理大臣、アイダ・アルパレス米国中小企業庁長官に始まり、フランス前・中小企業担当大臣、英国政府小企業サービス担当長官、デンマーク貿易産業大臣、スペイン経済・エネルギー・中小企業担当大臣、アイルランド科学技術商業大臣、アルゼンチン経済省特別顧問、インド小規模産業・農業・地方産業担当大臣、スイス国務大臣、ノルウェー貿易産業省大臣、チュニジア産業大臣、南アフリカ貿易産業副大臣、ロシア反独占政策・起業支援担当大臣、中国経済貿易省副書記官、ポーランド経済担当副大臣と、じつに多彩な顔ぶれの各国政府首脳がスピーチを行なった。

を高めるための「企業の革新と質の向上のための地域プログラム」が導入された。講演では、先進諸国にとっても、《資金支援の少ない地域、政府の支援が受けにくい地域、インフラの整っていない地域での中小企業支援政策が重要である》<sup>11</sup>という点が、現場の実践を踏まえて強調された。

会議の最終日には、日本を含む47カ国による中小企業政策への国際的コンセンサスとして、新たな中小企業観に基づく政策指針の骨子である「ボローニャ憲章」が採択された。同憲章は骨子とはいえ、いくつかの重要不可欠な政策についてのグローバル・コンセンサスを確認し強調する具体的叙述で構成されている。例えば、次のような指針が提起されている。

《公共と民間のパートナーシップを広げ、情報の交換、知識の実用化、政策の緻密化を担う領域的・制度的なアクターを巻き込んだ政治的・社会的な対話を広げていく》

《中小企業の競争力を高めるイノベーションを活力をもって進めていくこと、国家のイノベーション・システムにおいて中小企業は中心的役割を果たすこと、イノベーション・プロセスを助長する情報・融資・ネットワーキングへのアクセスが重要であることを認識していく》<sup>12</sup>

ボローニャ会議を受けてまとめられた、OECDの政策指針<sup>13</sup>のなかでも、第3のイタリアの例を挙げつつ、「グローバルな競争力をもつアントレプレナーシップは、《地域の神秘的な側面》や《地域のインフォーマルなネットワーク》をベースにした《地域力》の土台のうえにこそ生成され、活力をもちうるのだ」ということが、明言されている。

今回の会議とボローニャ憲章制定の意義について、OECDの見解は次のとおりである<sup>14</sup>。

《中小企業の重要性と、その経済成長、雇用、社会的凝集力、地域開発への貢献ぶりは、世界中の政府が認めるところである。これまでの政策は、中小企業を変化から保護しようとする防衛的なものがほとんどであった。今なおそうした政策は打たれているものの、多くの政府は中小企業と起業家のための環境づくりを追求している》

《会議は、約50カ国のOECD加盟国および非加盟国による、中小企業政策のためのボローニャ憲章の採択をするにいたり、幕を閉じた。この重要な会議は、すべてのものに利益をもたらす中小企業の競争力とグローバルイノベーションをいかにして支援すべきか、その最善の道へのOECD加盟国と非加盟国間の協調の始まりとみなされるべきものである》

20世紀の世界経済は、大企業中心の論理、経済効率優先の論理によって前進を続けてきた。しかし、21世紀のグローバル経済社会は、入り組んだ相互依存の環のなかで、競争と協調のバランスを取りつつ、継続的な発展を模索しなければならない時代に確実に入ったのである。中小企業政策は、そうした新たな発展像の成功への鍵を握る、最も重要な政策ファクターのひとつだというのが、今日のグローバル経済社会の共通諒解になったといっている。

---

<sup>11</sup> *Enhancing SME Competitiveness: The OECD Bologna Ministerial Conference* (OECD, 2000) より。

<sup>12</sup> 前掲資料\*11。引用部は筆者による訳。

<sup>13</sup> 前掲資料\*5。引用部は筆者による概略。

<sup>14</sup> 前掲資料\*11。引用部は筆者による要訳。

政府による制度的支援のない状況においても、中小企業のボトムアップな内生的活力は地域経済の牽引力であったという事実をきっちりと認知し、そのような地域に根ざした内生的活力を支援することこそが、これからの中小企業政策、ひいては経済政策において重要な視点だというのが、21世紀の新たなグローバル経済社会のコンセンサスである。

日本の地域においても、こうした状況を認識し、地域のボトムアップな活力、内生的活力の源泉のありようを正しく見極め、したたかな戦略を練り上げていこうとする気運こそが、生き残りと発展のために必要不可欠なものになっているのである。

### 3. 日本の中小企業政策と、その「21世紀への転換」

ここで視点を国内に転じ、日本政府の中小企業政策の流れを概観し、近年の政策動向と地方の取り組みの事例のなかに、今後のわが国の中小企業政策のゆくえの若干の考察を試みたい<sup>15</sup>。

#### 3.1 今日までの中小企業政策の流れ

日本の戦後中小企業政策は、大局としては高度成長を推進支援する産業政策のなかで、組織面でも制度面でも、中小企業を「問題のある存在群」<sup>16</sup>と捉えた消極的な中小企業観のもとに、大企業を中心とする産業政策への従属的な立場をとってきたといえる。1948年に設置された中小企業庁が、高度成長期から今日に至るまで、日本の中小企業政策の担い手であるが、その位置づけはあくまで通産省（前・商工省、現・経済産業省）直属の一部局に過ぎず、米国の中小企業庁が大統領直轄の独立機関であることと比べて、その権限も機能も大きく異なる。

日本では、1950年代半ばまで、「弱者である中小企業」を救済するといった消極的・保護的な政策が展開され、50年代半ばから60年代は、中小企業の「過小過多」「低生産性」を問題視し、その改善のための設備の近代化、企業の集約化（企業規模の拡大）を奨励する「近代化政策」「高度化政策」が取られてきた。1967年には、中小企業の高度化支援・指導の推進主体として、中小企業振興事業団（80年に中小企業事業団、現・中小企業総合

<sup>15</sup> 日本の中小企業政策については、相田利雄・小川雅人『現代の中小企業』（創風社、1999）、黒瀬直宏「戦後日本の中小企業政策の変遷」『21世紀中小企業論：多様性と可能性を探る』（渡辺・小川・黒瀬・向山著、有斐閣マルマ、2001；第11章所収）、「中小企業政策の歴史」『日本の産業政策』（小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編、東京大学出版会、1986）及び中小企業庁、経済産業省のホームページを参照。

<sup>16</sup> 清成忠男は、『日本中小企業の構造変動』（新評論、1970）で、『60年代を通じて、日本の経済政策では、中小企業の「過小過多性」「低生産性」といったマイナス面が、くり返し強調されてきた』《戦後日本の中小企業政策は、おおむね「中小企業残存論」をベースとして展開され、大企業の狭間に“残存”している多くの中小企業は、日本の後進性ゆえの「特殊日本的な現象」であるという、「日本例外論」として展開されてきたといっている。中小企業の根強い残存は、日本の産業の「後進性」と、大企業と下請け中小企業の二重構造という現象ゆえであり、それはあまり喜ばしくない消極的な側面であると捉えられてきた。産業の現場において、中小企業が果たしている多様な生態と役割について、積極的な位置づけはみられなかった」と述べ、このような「日本例外論」的な中小企業観は、おおいなる誤謬だとして異議を唱えている。

また、D.フリードマン『誤解された日本の奇跡』（丸山恵也監訳、ミネルヴァ書房、1992）は、日本の戦前・戦後からの産業政策と、独立系中小工作機械メーカーの企業活動の連関に着目した分析を行ない、日本の産業発展における中小企業の内生的活力の源泉を掘り起こすとともに、諸外国や日本で安易に流布している通産政策への通説に対する警鐘と再認識を促している。

その後70年代、80年代の国際的な研究を通じて、欧米先進国において中小企業が多数残存している実態についての分析検証が展開し、その理由についても積極的な位置づけがなされ、今日に至っている。

事業団)が発足する。

70年代に入ると、重厚長大産業の陰りとともに経済政策全般の指針が「知識集約化」へと転換し、中小企業に対しても、技術開発や市場戦略などの「ソフト化」を重視する事業転換政策がとられた。しかし実際には、中小企業の「知識集約化」の成果は芳しくなく、円高不況での経営状態の改善が問題視されるなかで、保護主義的な色彩の強い「経営安定化政策」がとられたのが実態である。

80年代には、産業構造のいっそうの転換が進むなかで、知識集約化路線が引き続き強化される。「地域おこし」「地方の時代」「内発的発展論」などの静かな盛り上がりを背景に、地域振興施策の柱としての中小企業政策が、一定推進された。83年には中小企業庁の「地域フロンティア技術開発事業」が導入され、コミュニティ・テクノロジーといった言い回しも使われながら、多品種少量生産化や、ファイン化といったトレンド路線を旗印に、時代の潮流へ対応した技術開発拠点の立地、技術移転政策などが模索された。一方で、85年のプラザ合意を一つの結節点として、国を挙げた規制緩和政策が推進され、中小企業といえども否応ないグローバル化の波に襲われる時代に突入していく。

80年代の後半から90年代は、首都圏一極集中の緩和、地方の広域行政・広域連携の推進といった「地域の時代」への国土計画の転換が進んだ。その中で地域産業政策の柱となったのが、テクノポリス(高度技術集積都市)構想である。80年の産業構造審議会で「産業立国から技術立国へ」の政策転換が確認されたのち、都市型高度集積の多極分散化を志向して、全国26カ所に順次、整備が進んでいく。その一方で、地域の誘致外来依存、ハコモノ行政、人材不足、財源不足、産業空洞化などの問題がますます顕在化し、88年の頭脳立地法(テクノポリス指定地域などに、情報サービスなどのビジネス支援産業の誘致を推進する)を一つの契機として、90年代の中小企業政策は、「新事業創造」「ベンチャー・インキュベーション」を旗印に、技術革新型ベンチャーの創業支援へと次第に重心が移っていく。そして90年代後半には、日本の産業構造の見直しのなかで、旧来の中小企業観を抜本的に見直さざるを得ないような動きへと急展開していく。

### 3.2 中小企業政策の一大転換へ

1995年には、中小企業の創造的な事業を促進支援するという目的で、「中小企業創造的活動促進法」(正式名称:中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法)が施行され、創造的な事業に積極的に取り組もうとする中小企業への技術開発補助金支援、信用保証枠の拡大、間接・直接の資金援助の仕組みなど、さまざまな制度が整備される。

そして1999年には、90年代後半の産業構造改革の議論の流れを受けて、いくつかの重要な法制定や法改正がなされる。低迷する産業のリストラ政策を推進するための時限立法として、「産業活力再生特別措置法:産業技術強化法」(2003年3月末まで)が制定され、この措置法の下で、高成長が見込まれる新事業の創出を目指すベンチャー企業を支援することを目的とした「新事業創出促進法」や、各省庁の研究開発予算の一部を技術開発力のある中小ベンチャー企業に重点的に配分するよう義務付けた「中小企業技術革新制度」(米



国の同様の制度 SBIR を模しているため、日本版 SBIR と呼ばれる ) が施行される。

新事業創出促進法の制定とともに、テクノポリス法と頭脳立地法は廃止され、既存のテクノポリス政策は、新事業創出促進法において発展的に継承されるとされた。新事業創出促進法にもとづき、全国各地域におけるビジネス・インキュベーションへの取り組みの連携と振興の促進を目的に、日本新事業支援機関協議会 ( JANBO ) が発足し、経済産業省の指導の下に、「地域の自立的発展」を支援する総合的支援体制「地域プラットフォーム」の全国各地域での展開支援の取り組みが開始されている<sup>17</sup>。ハードではなくソフト的な支援体制を意味するこの「地域プラットフォーム」は、テクノポリスに象徴される旧来の“ハコモノ行政”への反省から、情報交流や人材育成、組織間のコーディネートを重視する地域活性化拠点づくりを目指したものといえる。

こうした流れと並行して、同じ 1999 年に、戦後日本の中小企業政策の一大転換といわれる「中小企業基本法の抜本的な改正」が行なわれる。この基本法改正 ( その抜本的な方向転換ゆえに、「新・基本法」と呼ばれる ) の主旨は、中小企業を「多様で活力ある独立した存在」<sup>18</sup>と捉え直すことにあり、その支援の姿勢も、近代化政策に典型的にみられた「弱者の底上げ」から、《創業や成長の苗床としての中小企業》のための、《自助努力の促進、競争条件の整備、およびセイフティネットの充実等》(平成 11 年 9 月 22 日・中小企業政策審議会答申より / 傍点筆者) へと転換された。

この政策転換の主旨について、経済産業省・中小企業政策審議会小規模企業部会の報告書 (平成 13 年 2 月 2 日) は、改めて次のように言及している。

《我が国の中小企業政策は、昭和 38 年の中小企業基本法制定以来、大企業と中小企業との格差など、いわゆる「二重構造」を背景とする「格差の是正」を政策理念として実施されてきた。

しかしながら、中小企業者の所得水準の向上、開廃業率の逆転・過多性の消失、我が国産業構造の変化による「規模の経済」の相対化、中小企業の多様性の増大等の環境変化を踏まえ、中小企業政策の抜本的な転換が必要となり、平成 11 年に中小企業基本法の改正が行なわれた》

かくして、21 世紀の日本の中小企業政策は、戦後以来の大きな転換期を迎えている。

中小企業庁・中小企業総合事業団によって統治されてきた旧来の中小企業政策の見直しが一方であり、他方で、グローバルな中小企業観にもとづく流れのなかで、産業政策に埋め込まれつつある中小企業政策がある。両者の間には、微妙な断層がある<sup>19</sup>。

<sup>17</sup> 地域プラットフォーム事業と JANBO については、JANBO ホームページを参照。

<sup>18</sup> OECD (1998) の「産業政策の新たな指針」では、《a very heterogeneous population》という表現でもって、「異質・多元の層」としての中小企業の重要性が着目されている (前掲 \* 3 参照)。この「異質・多元な層」への着目は、すでに戦前からの日本の研究活動においても見い出される。山中篤太郎は、《同質均一体であるというよりは、異質な群であり、一元的な群であるよりは、多元的なのである》(「日本中小工業とその質的規定」『一橋論叢』昭和 14 年) とし、《国民経済構造》や《総資本の発展》との連関で、この中小企業という群を捉えようとした。日本の中小企業政策は、21 世紀に改めて一連の貴重な研究にならうべき点多いだろう。

日本の中小企業研究史については、伊藤・尾城・北原・佐藤「日本中小企業問題研究史」『日本における経済学の百年・下巻』(慶應義塾大学経済学会編、日本評論新社、昭和 34 年) を参照。

<sup>19</sup> 「地域の自立支援」を旨とする日本新事業支援機関協議会 (JANBO) の発足は、時限立法にもとづく組織とはいえ、

省庁内・省庁間の縦割り行政による各政策の不整合感は、いまだ残存している。言い換えれば、政府の指針として、経済政策と中小企業政策を調和していく統合的な視点は、いまだ不在である。諸外国が追求している「第3の道」としての社会経済政策に、福祉・雇用・経済発展のバランスの取れた中小企業政策を埋め込んでいこうとする具体的な指針については、まだまだ欠如しているといわざるをえない。

地域の側には、そのような国家政策の不整合を見通して、地域の都合に合わせたキャッチアップをしていく主体的な体制の確立、つまり地域政策の自立が求められているのである。

### 3.3 中小企業政策の地方分権化

新・中小企業基本法では、中小企業政策の地方分権化も、基本方針として強調されている。

《政策に取り組む上では、国と地方自治体の相互の連携が重要であるが、小規模企業の地域に密着した性格と、国の行政全般において地方分権を推進する必要があることを踏まえ、個別事業について、それぞれの性格に応じて地方自治体の自主性に委ねる部分を拡大する方向で検討することが必要である》(平成11年9月22日・中小企業政策審議会答申/傍点筆者)

こうした方針を受けて、中小企業総合事業団の地域支援・指導の組織体制の方針が改正された。地域の中小企業振興の拠点を、「都道府県等中小企業支援センター」「地域中小企業支援センター」「中小企業・ベンチャー総合支援センター」の3類型の概念下に統合再編し、地域の事情に合った組織体制を取れるようにするとともに、機能別に組織が乱立する状況を再編して、できるだけワンストップ・サービス化を図り、利用者のアクセスしやすさを向上することが狙いとされている。各地域では、従来の中小企業振興公社やテクノ財団、工業試験場といった公設機関、商工会、中央会といった中小企業団体から、地域の大学、NPO などまで、セクターを横断したネットワーク化を促進するために、地域ごとに工夫を凝らして組織の統合再編に取り組んでいる。その結果として、都道府県や地域によって名称も異なれば、数も配置も編成も異なるといった、多様な組織化が進んでいる。例えば、テクノポリス圏域に該当していた都道府県の多くは、旧テクノポリス財団と旧中小企業振興公社の統合再編を行ない、中小企業政策全般と旧テクノポリス政策の受け皿の一元化を図るなどしている。

---

俗に「第2中小企業庁」と呼ばれた中小企業振興事業団(現・中小企業総合事業団)に次ぐ、小さな政府としての第3中小企業庁とみれなくもない。

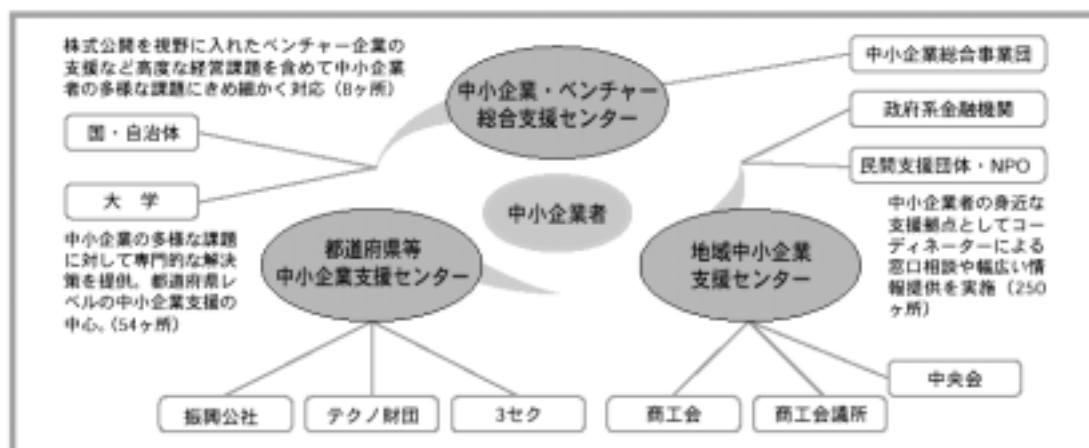


図3 中小企業総合事業団の3類型センター体制（出典：中小企業総合事業団ホームページ）

こうした取り組みは地域の自主性を尊重するという点で評価できるが、その分、地方自治体の政策形成、政策決定が重要になってくる。3類型センターという枠組みが、政府のトップダウンな政策と補助金の落とし所であるという現実を見据えつつ、したたかなボトムアップ戦略でもって、この財源を確保し、かつ最大限利用してベネフィットを上げていかなければならないのである。その意味で、この組織の統合化とネットワーク化の進展状況から、地域コーディネーションの展開の構図をみてとることができるような状況がある。

このようなボトムアップのネットワーク化を推進するうえで、重要な役割を果たしているのが、前述した新事業創出促進法にもとづく地域プラットフォーム事業と、その推進支援機関として設立された新事業支援機関協議会（JANBO）である。中小企業総合事業団の3類型センターの概念は、実体としては国の中小企業政策のトップダウンな指導や資金を末端へと流していくための、よりスムーズな体制へのリストラという色合いが強い。これに対して、JANBOの地域プラットフォームは、むしろ地域固有のボトムアップなネットワーク化、組織化の体制づくりそのものを推進支援しようという色合いが強くみられる。例えば、JANBOの参加メンバーの恣意性にも、そのボトムアップ的な特性が表れている。一般会員53団体（新事業創出促進法にもとづく各都道府県レベルの「中核的支援機関」にあたる）は、3類型センターのうち都道府県等中小企業支援センターの役務を担う機関が顔を揃えているが（2機関のみ例外あり<sup>20</sup>）、フォーラム会員ともなると都道府県によって参加数も顔ぶれもさまざまである。一連の事業に公的に関わっている者であれば個人で会員になることも可能である。

<sup>20</sup> 岐阜県、福岡県のみ、中小企業支援センターを、中核的支援機関からは分離している。既存の高度技術集積政策と、中小企業政策とを、どのようにコーディネーションしていくか、地域によって違いが出てきている。

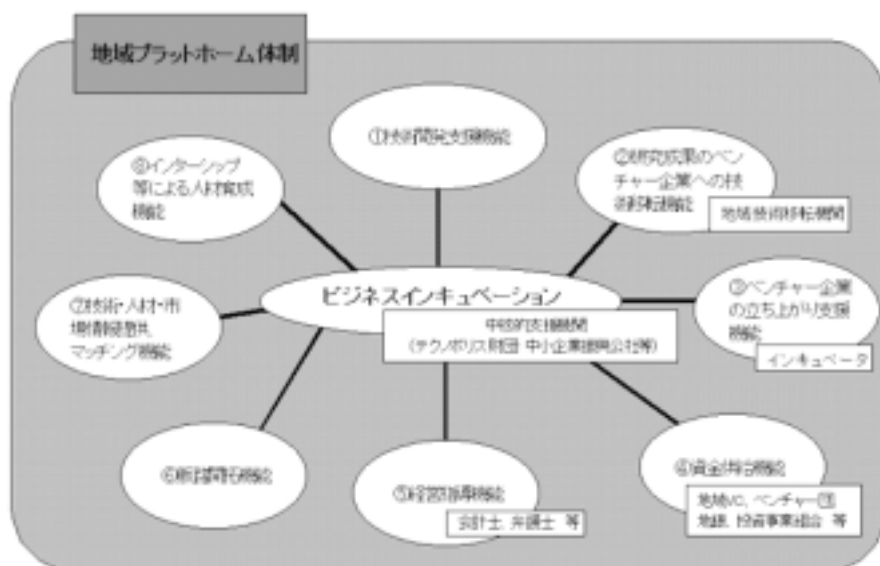


図4 地域プラットフォームの概念図（出典：日本新事業支援機関協議会ホームページ）

このような事象に象徴されるように、トップダウンの政策に対して、地域がどのようにアクセスしていくか、いわばその中位的なシステムとして地域プラットフォームというのが機能しようとしているわけだが、その統合化、組織化のありようは、地域によってこれからますます多様化していくことになるだろう。まさに「多様で活力ある独立した存在」という言葉に象徴されるような、地域の多様な主体によるボトムアップの気運を盛り立て、どのような組織化が、どのような統合化が、その地域にとってベストな未来を創りうるのかを模索していくべき時期にあるとわかっていいだろう。

#### 4. 地域コーディネーションが必要とされる今日の背景

～いくつかの理論的検証から

ここまで概観してきた内外の政策動向を踏まえて、中小企業と地域産業をめぐって、地域コーディネーションにどのような課題が要請されているのか、またコーディネーション自体の存立の課題は何か、内外の主要な論考から今日の背景と、その要件を抽出してみる。

##### 4.1 中小企業のイノベーション許容度に見合った技術政策の必要性

今日の地域産業において、技術が重要な役割を果たしていることはいうまでもない。中小企業にとっての技術政策の重要性については、先述した OECD のボローニャ会議の報告書や中小企業政策指針においても詳しく検証されている。

OECD<sup>21</sup>によれば、中小企業のなかでも、政策的支援なしに大学や基礎研究機関レベルの高度技術にアクセスできるのは、せいぜい 15% 以下であり（図 4 に示す 4 類型のうち の

<sup>21</sup> 前掲資料 \* 11 の中の「Business Symposium Roundtable 1・sumery」, 「Background Paper for Workshop1:SME Innovation in a Global Economy」, 及び前掲資料 \* 5。

Technology developers 及び の Leading technology users の一部) ほとんどの中小企業は、自力では高度技術のスピルオーバーの恩恵に預かることはできないのである。そこには単に技術レベルの壁という問題だけでなく、政府が考える技術と中小企業が必要とする技術とのミスマッチ、中小企業独特のビヘイビア、あるいは制度の不備といった問題が横たわる。

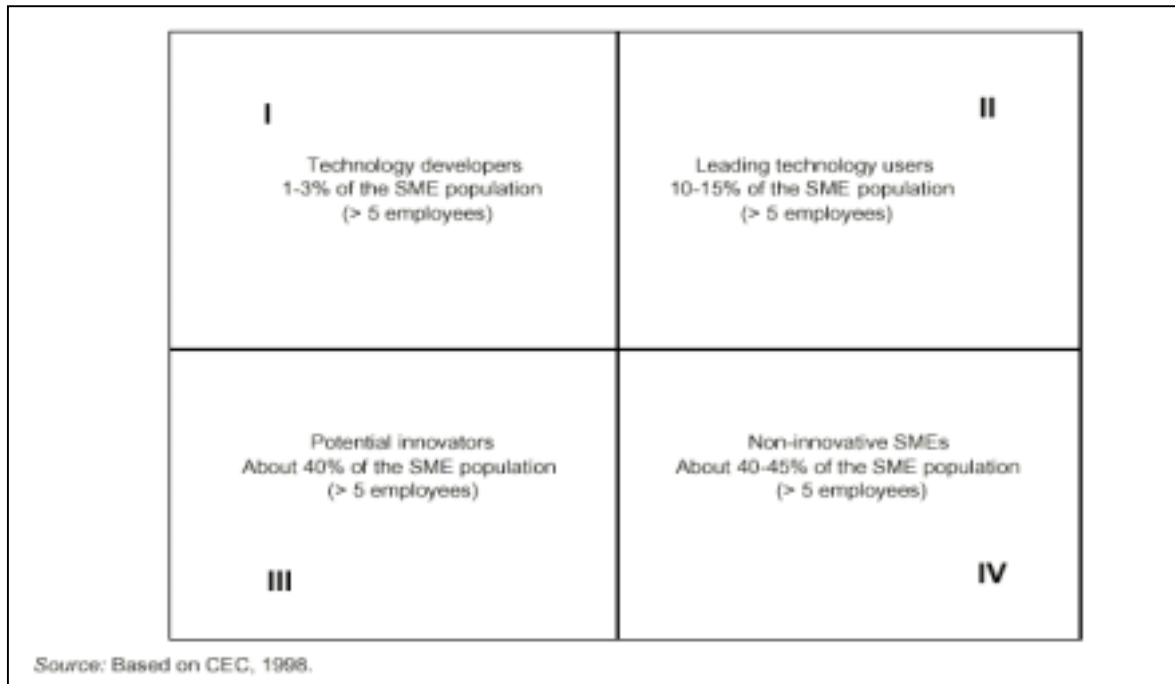


図5 中小企業のイノベーション許容度による4類型 (“Background Paper for Workshop1:SME Innovation in a Global Economy”, *Enhancing SME Competitiveness: The OECD Bologna Ministerial Conference*, OECD, 2000)

OECDは、政府の役割として、ひと握りのハイテク型ベンチャーにしか寄与しえない高度技術政策より、大多数の中小企業に対する技術移転政策に目を向けることの重要性を強調する。制度の支援がない状況において、いかにして中小企業が自前でイノベーションを確保しているかに言及し、中小企業にとって真に必要な技術支援の本質について問題提起している。

例えば、ドイツの無名の中小企業がしばしば高いグローバルシェアと成長性を有していることに言及し、《彼らは決して盲目的にリスクを取るわけではなく、技術と人々のニーズの接点に着目し、技術の未開拓分野に挑戦する。顧客への技術教育に長けており、企業内の研究者や技術者は顧客が何を望んでいるかを熟知し、相互にコミュニケーションを取っている》とし、またイタリアの集積においてみられる技術の拡散化について、《後発者による革新者の模倣が、技術の適応や設備へのアクセスによって容易に促進される》《積極的な耳打ち話が、起業家コミュニティのなかでより迅速に伝わる》《ワーカーや技術者の流動性、コンサルタントやサプライヤーの活動が、技術のスピルオーバーをより容易にする》と指

摘する。

OECDは、すでに各国の公共的な技術開発プログラムにおいて、中小企業がより大きな割合を占めるクライアントになってきており、公共的な技術開発政策や技術移転政策、技術支援政策を、より多くの中小企業のニーズにマッチしたものにシフトさせていくことが重要であることを強調する。日本においても、同様の観点にもとづく政策転換が必要とされていると思われるが、とりわけ日本的な状況の中での問題や課題を指摘している論考を次に取り上げる。

#### 4.2 ポスト=テクノポリス時代に求められる技術移転システム

日本の中小企業政策が大きな曲り角を迎え、また一方で、旧テクノポリス法が新事業創出促進法へと継承される流れのなかで、地域産業政策が、ますます地方の裁量へ委ねられる方向にある。前述したように、テクノポリス圏域にあたる26都道府県のうち、25都道府県が旧テクノポリス政策の流れを、中小企業政策と融合させる政策をとっている<sup>22</sup>。その背景には、80年代、90年代のテクノポリス政策の時代、あるいはそれ以前から長く標榜されてきた、高度技術集積と地域の内発的発展との融和の重要性が、ここにきて改めて地域の切実な課題として浮上してきているということがある。

テクノポリス(高度技術集積都市)政策とは、「産」「学」「住」を三位一体として、地域産業の創造的知識集約化と定住環境を整備することを目指し、80年代～90年代の日本の地域開発の柱となった政策である。鈴木茂<sup>23</sup>は、テクノポリス政策が孕んでいた問題点として、計画立案過程の集権性：一方で地域の自主性と創意工夫を奨励しながらも、他方で政府が立案過程に介入し、計画内容を規制あるいは誘導していく構造があった、地方自治体の政策立案能力の弱体：多くの自治体は民間シンクタンクに外注依存するしかなかった、開発計画の画一性：立案過程の集権化によって戦略産業の位置づけが画一化した、

工場再配置政策の一形態としてのテクノポリス：地域からみれば誘致外来型の開発政策と変わらない構造があった、計画の総合性・継続性の欠如：ソフトなインフラ整備をうたっているものの、官僚主義的セクショナリズム、財政的な限界によって、人材確保や地域独自の研究開発機能がままならなかった、地域産業が抱える課題との乖離、政策的実効性の欠如、地域間競争の激化：指定地域のパイをめぐる争いという不毛な地域間競争を招いた、の7点を挙げている。

こうした問題点と同時に、テクノポリスが地域にもたらした経験や集積も一定評価しつつ、鈴木は2000年代の地域の課題として、新事業創出促進法のもとに、既存の高度技術型集積拠点を、誘致型テクノポリスから内発型テクノポリスへと転換させる取り組みを推進しなければならないと提起している。新事業創出促進法においても、政策が先述したような問題を孕んでいる側面は否定できず、地域がより自覚的にトップダウンの政策を主体的に整合化していかなければ同じ轍を踏むことになると警鐘するとともに、それを回避する

<sup>22</sup> 例外の1都道府県は福岡県。前出の岐阜県は、頭脳立地指定圏域であるが、テクノポリス指定圏域ではない。

<sup>23</sup> 鈴木茂『ハイテク型開発政策の研究』(ミネルヴァ書房、2001)

ための課題として「技術移転システムの再構築」を挙げている。

鈴木によれば、技術移転システムの再構築には、圏域における創造的研究者・技術者の増員や研究費の拡充、研究開発機関の財政的基盤の確保、研究課題と地域企業の技術的課題との協調化、共同研究への中小零細企業の参加機会の拡充、高度技術を利用できる産業の育成、といった要件を満たしていくことが必要とされる。

26 地域のテクノポリスのなかには、内発型発展への努力を試みた地域もあるものの、鈴木が指摘したような政策過程が孕む諸問題や、経済環境の低迷を背景に、芳しい実効性を上げられていないのが現状である。特に産業技術政策の側面から、以上に提起されているような技術移転システム再構築の課題を解決していくことが望まれる。いずれも地域ぐるみの総力を上げた取り組みが必要とされる課題であり、既存の体制の限界、財政の限界を突破する、新たな地域コーディネーションが必要とされていることは確かである<sup>24</sup>。

#### 4.3 地域ネットワーク型産業システム（シリコンバレー・モデル）の示唆

今日、中小企業政策のグローバル・コンセンサスに大きな影響を与えているのが、世界のさまざまな地域に見い出された、内発的な地域再生の成功例である。その代表的なものの1つが、90年代のシリコンバレーである。従来の半導体産業の不振を乗り越えて、新たなハイテク型産業集積を実現したその地域優位の源泉を、アナリー・サクセニアン<sup>25</sup>は米国東海岸のルート128地域との比較検証によって明らかにしている。ここで地域優位（regional advantage）とは、「地域の産業が競争力をもって活動しうる空間的な要因」を指す。

原田誠司<sup>26</sup>によれば、サクセニアンの提起した要点は次のように整理できる。

サクセニアンは、「地域優位」を規定する要因として、地域の産業適応力、産業集積地の戦略拠点性、地域間ネットワークを挙げている。産業変化への適応が可能な環境条件（システム）を有しているか、グローバル市場においても競争優位性をもちえているか、域際・国際的な地域間ネットワーク（ローカル・トゥ・ローカル・ネットワーク）をもちえているかといった点が、地域の優位を左右する決定的要因だとする。

またサクセニアンは、ポーターの競争優位や、クルーグマンの空間経済の考え方を踏襲しつつ、一方で彼らが前提にしていた集積論や外部経済論の前提だけでは、地域優位は説明しきれないとし、企業間を結びつけている「制度的・社会的諸関係のコンプレックス」の存在に着目すべきだとする。企業は孤立した存在ではなく、社会的・制度的枠組みに組み込まれた存在であるという前提のもとに、内部経済と外部経済の相互連関システムとし

<sup>24</sup> 原田誠司「地域プラットフォームとベンチャー都市、サイエンスパーク都市への展望：テクノポリス政策の総括と教訓を踏まえて」（久保、原田他編『知識経済とサイエンスパーク：グローバル時代の起業都市戦略』所収、2001）は、テクノポリス政策から新事業創出促進法へと至る系譜と、地域に課せられた政策課題について、同様の指摘を行なっている。原田は、技術移転政策をより広義の産業政策、都市政策の視点から捉え、ポスト・テクノポリス政策として、産官学連携のコーディネート・システム、創業・起業を促進するイノベーション・システムの重要性を強調している。

<sup>25</sup> Analee Saxenian, *Regional Advantage* (Harvard University Press, 1995) 邦訳『現代の二都物語』（大前訳、講談社、1995）

<sup>26</sup> 原田誠司「産業集積の理論的諸問題・地域産業システム論とその射程」（長岡短期大学『地域研究』第7号、1997/10所収）

て地域産業を捉えようとする。そのために、サクセニアンは「地域産業システム (region's industrial system)」の概念を提起する。

地域産業システムは、地域の組織と文化 (local institutions)、産業構造 (industrial structure)、企業の内部構造 (corporate organization) の3つの次元から捉えられる。地域の様々なアクターがどのような共通の認識や慣習、地域文化を形成するか、地域産業内の社会的分業や企業間関係がどのような構造にあるか、個々の企業がどれくらい柔軟な組織構造をもっているか、といった要因がすべて相互に影響を与えあって、総体としての「地域産業システム」があり、これが地域優位の源泉たる諸要因、特に変化への適応力を規定しているとする。

以上のような仮説のもとに、サクセニアンは、シリコンバレーを「地域ネットワーク型産業システム」、ルート128地域を「独立企業型産業システム」とし、前者のハイテク型集積の地域優位を分析する。シリコンバレーの地域ネットワーク型産業システムは、原田作成による図6のとおりである。シリコンバレー型の地域ネットワーク型産業システムには、

大学、産業団体、企業がオープンな連携関係にある、ベンチャー・起業のシステムが形成されている、企業間関係が専門化と柔軟なネットワーク、水平的分業で結ばれている、人のネットワークを創る「場」が多様に形成されている、オープンな地域文化とアイデンティティが形成されている、といった構造がある。

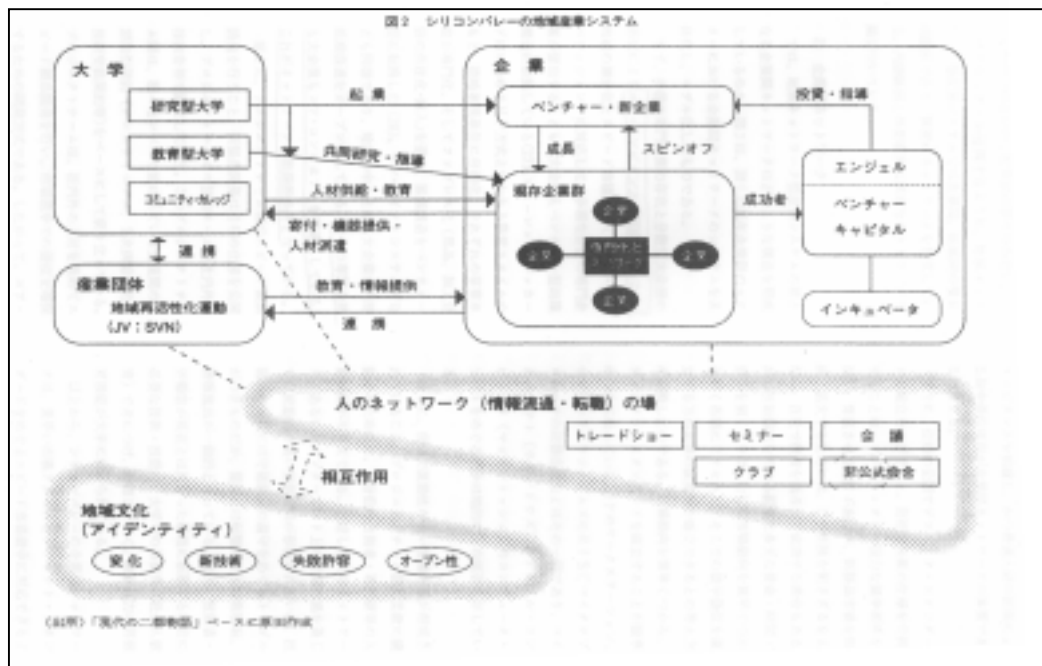


図6 シリコンバレーの地域産業システム (原田誠司作成 / 出所: 原田誠司「産業集積の理論的諸問題・地域産業システム論とその射程」長岡短期大学『地域研究』第7号、1997/10所収)

サクセニアンによる地域優位の検証は、シリコンバレーの特殊性やハイテク型産業集積という枠組みを超えて、内発型の地域産業集積に必要な地域コーディネーションの普遍的



要件としての重要な提起とみることができる。

#### 4.4 欧米コーディネーションにみる具体的要件

岡本義行<sup>27</sup>は、イタリア、ドイツ、スイス、米シリコンバレーなど、欧米の地域にみるさまざまなコーディネーション機関の事例調査にもとづき、その特徴を、コーディネーションの戦略的構想と具体性、地方の事情に合わせたコーディネーター機関の設立、コーディネーションと地域のコンセンサス形成、ヨコの人的ネットワークの存在、ボランティア活動と市民企業家の参加、地域コミュニティの形成、自由と財政的独立の維持、コーディネーションに対する社会的評価、コーディネーターとしての人材の育成、環境の変化に合わせたコーディネーター機関の変革にあるとし、これらは日本の地域にも求められる要件であるとしている。

そのなかで、もともとの素地として、イタリア、ドイツ、アメリカともに、地元を重視する郷土主義、地域の間人関係を優先し、《ヨコのネットワークを通して情報が拡散し、仕事が行なわれる》水平的な関係が強いため、おのずと組織間や個人間のコーディネーションが必要とされる風土があると、日本の地方にみられる水平的な関係への志向の弱さという社会的構造そのものが、コーディネーションの弊害となることを指摘している。

欧米のコーディネーションでは、企業家、官僚、大学教授、一般市民までが、ボランティアのレベルでコーディネーションに参加していること、地域の活性化へ向けて採算を度外視してまで寄与しようとする地域アイデンティティの強さが不可欠であるともいう。

また、《なんらかの対価を支払う土壌がなければ、コーディネーション機能は育成されない》とし、《構想というアイデアや知的資産を社会的に評価する価値観》の醸成が地域に求められているとする。さらには、《コーディネーションは人的ネットワークの上で機能するのであって、コーディネーションのために人的ネットワークを政策的に形成することは難しい》とし、コーディネーションの前提条件として、組織を超えた人的ネットワークの形成が必要であることを強調する。

以上のような理論的検証にもとづく政策課題の存在を踏まえて、次にいくつかの内外の事例のなかに、多様に存立する地域コーディネーションの実践のかたちと、そこに示唆される政策課題をより具体的にみていくことにする。

### 5. 地域コーディネーションのさまざまな存立形態～内外の事例から

#### 5.1 フランス、コートダジュール地域<sup>28</sup>

～誘致外来型テクノポリスの波及効果を狙った広域連携

北はアルプス、南は地中海に面する「コートダジュール地域」は、ニース、カンヌ、グラーズなどの都市を擁する世界有数のリゾート地であり、フランス最大のコンファレンス

---

<sup>27</sup> 岡本義行「欧米におけるコーディネーション事業の事例」(『社会志林』第46巻 第3-4号、法政大学社会学部学会、2000年3月)

センター集積地でもある。さらに近年では、IT や宇宙開発、医薬品の研究センターなどが多数立地し、一大テクノロジー地域となっている。

その戦略拠点が、ニースから南西に車で 30 分ほどの丘陵地帯に広がるテクノポリス、「ソフィア・アンティポリス」だ。パリー極集中を是正し、先端産業の地域分散を図るために、国家戦略の一環として 70 年代後半から開発が進められてきた。大規模な生産拠点は一切誘致せず、サービスセクターに特化してクリーンな自然環境の保全に努めている。

最近では、「テレコム・ヴァレー」というキャッチフレーズを掲げて、次世代ブロードバンドを射程に入れた IT、モバイル系のプロジェクトや企業を集積してきた。何と云っても、ヨーロッパのモバイル標準規格化機関である ETSI がここに立地している吸引力が大きい。モバイル関連の世界最大規模のコンファレンスもカンヌで開催される。



図7 コートダジュール地域（出典：コートダジュール経済開発局ホームページ）

「テレコム・ヴァレー」としてのソフィア・アンティポリスの最大の好敵手は、北のモバイル研究拠点であるスウェーデンのシスタ・サイエンスパークであろう。シスタの場合は、ストックホルムから 15 分という大都市圏に位置し、エリクソン社の大規模研究センターの城下町的な色合いが濃い。2000 年 7 月の米 WIRED 誌のハイテクポリス・ランキングでは、シスタがシリコン・ヴァレーに次いで 2 位に急浮上したが、ソフィア・アンティポリスはその半分の得点しか取れず冴えない位置に甘んじた。しかしながら、ソフィア・アンティポリスの戦略は、単に「点」としての拠点集積だけではなく、「面」としての地域協定のなかでの集積にある。

ソフィア・アンティポリス地域の企画開発、誘致、プロモーションなどのコーディネーションは、当初から広域経済圏としてのコートダジュール地域を背景に進められてきた。もっぱら実務的なコーディネーションを担ってきたのは、ソフィア・アンティポリス経済振興協会（SAEM）であるが、その背後で意思決定を司ってきたのは、広域コートダジュール

<sup>28</sup> 2001 年 9 月の現地での調査ヒアリングとコートダジュール経済開発局パンフレットによる。

ル経済圏（地図参照）の各地域の商工会議所会頭、自治体代表、各団体の評議員ら約 40 名（うち 9 名がボードを構成）からなる「ソフィア・アンティポリス・シンジケート(SYMISA)」という組織である。同シンジケートは、ソフィア・アンティポリスの経営、財務、国際戦略、プロモーション、企業サービスなどの全権限と責任を担っている。

フランスでは官僚的な機構が支配的であるといわれるが、一連のプロジェクトも、政府のイニシアティブによる造成、海外のハイテク企業、リーディング企業の誘致を前提とする、高度研究開発型大学院、基礎研究機関、経営大学院の新規開設などの社会的インフラ整備がトップダウンで主導され、それをキャッチアップする地場のコーディネーションも、如才なく立ち上がっている印象をもつ。フランスでは商工会議所も半民半官の組織<sup>29</sup>であることから、ソフィア・アンティポリス・シンジケートは、実体としては、商工会議所の広域連合体的な色合いが濃い。一方では階級社会と学歴社会のネットワークが、もう一方では地場の幼馴染みなどのネットワークもあり、財界、政界、学界、高級官僚らの横のつながり、縦のつながりは、文字どおりのシンジケートとしてフォーマルにもインフォーマルにも張りめぐらされている。

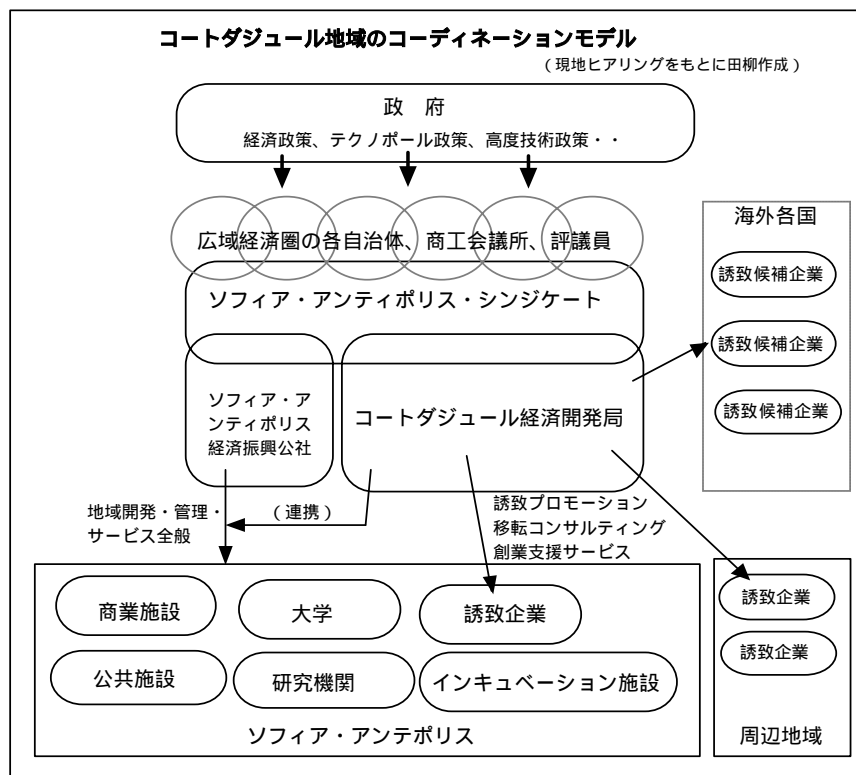


図 8

シンジケートによる広域連携の狙いは、フランスが国を挙げた「テクノポール」であるソフィア・アンティポリスを広域プロモーションのポールと位置づけ、グラス、アンティープ、ニース、バルボンヌなどの都市に企業を誘致し、周辺地域全体の雇用と経済を増

<sup>29</sup> 1898年4月9日法によって、161ある商工会議所（州商工会議所は除く）はすべて法人格をもつが、政府の担当省庁の行政管轄下において組織され活動する全国組織であり、理事は公務員である旨が規定されている。

強していくことにある。数年前から、ソフィア・アンティポリスを含めた広域圏全体の誘致サービスを担う機関として、コートダジュール経済開発局(CAD)が新たに設置され、海外企業への誘致プロモーションから、移転のためのコンサルティング全般、創業支援まで、いわば海外企業のための移転コンシェルジュ的な役割を担っている。

98年には地域全体の87.5%を占めていた、ソフィア・アンティポリスの新規雇用数の割合は、2000年には45%にまで下がり、グラス、アンティープなど周辺地域での新規雇用が急増している。過去3年間の計画目標に掲げてきた明快な地域分散化政策が、きちりとして形になって現れているのだ。ソフィア・アンティポリス自体のこの3年間の成長ぶりも目覚ましい。新規立地企業が急増し、99-00年のハイテク専門職の新規雇用数は、前年比+61.7%と好調だ。2001年2月には、トヨタのデザインセンターも、ベルギーのブリュッセルから移転してきた。また、96年から、研究開発型大学院に隣接してインキュベーションセンター(CICA)を開設、オラクル、日立などの先端研究ブランチや、大学・企業からのスピンオフ企業などが入居し、地域の技術ネットワークをビジネスに活用する展開も試行されている。

以上のコートダジュール地域の取り組みと成果は、地域ぐるみの広域連携によって、誘致外来型テクノポリスをバネに、周辺地域全体の経済発展を誘導していくためのコーディネーション事例とみることができる。

## 5.2 ドイツ、アーヘン・テクノロジー地域<sup>30</sup>

### ～広域連携による技術移転政策

アーヘンは、ドイツでも最も古くから産業が栄えた都市の1つである。オランダ、ベルギーとの国境沿いに位置する人口25万人の美しい都市で、アーヘン工科大学など高等教育機関が多く立地する。アーヘン市、アーヘン郡、デュ・レン郡、オイスキルヘン郡、ハインスベルク郡にまたがるアーヘン経済圏は、人口百万人を擁する。欧州統合が進む中で、アーヘン地域は、地理的にも経済的にもEUの新しい中心的位置となり、EU経済圏の経済的産業密集地域の一角を占める。EUのボーダーレス広域圏であるユーレギオ・マース・ライン地域(リエージュ、マ・ストリヒト、アーヘンの三都市に囲まれた三角地帯)には、360万人が住み、10万社の製造会社があり、世界的に見ても、最も競争力のある、成功した経済圏となっている。

この地域は、ヨーロッパで最も技術力の高い地域の1つでもある。機械、電気・電子、食品加工、プラスチック産業、繊維などさまざまな産業があり、自動車、IT、ライフサイエンス、バイオなどの研究開発でも優位性のある地域である。医薬品やバイオはケルン近郊にも多くの大企業のブランチ、ベンチャーなどが立地している。その独自性は世界でもトップレベルである。

AGIT(アーヘン技術革新・技術移転公社)は、アーヘン地域の経済開発機関として、1986年に発足し活動を続けてきた。AGITの出資団体は、アーヘン市と周辺の4つの郡、アーヘ

<sup>30</sup> 2001年9月の現地での調査ヒアリングとAGIT配付資料及び、岡本義行の前掲文献\*25を参照。

ン大学、アーヘン商工会議所、および地域の代表的な産業などである。主な活動は、アーヘンテクノロジーセンターの運営、他の地域のテクノロジーセンターへのアドバイスや支援、中企業への技術移転、技術主導の経済開発とアーヘン地域の国際的な PR、アーヘン地域での会合の場の提供である。

地域における技術の高度集積促進が AGIT の主要目的であるが、単なる産官学共同研究の促進や、民間への技術移転にとどまらず、市場における技術の独自性をさらに高めていくためのプロデュースからマーケティング、販売支援まで行なっているのが最大の特徴である。AGIT の母体となったのは、84 年からドイツで最初のインキュベーションセンターとしての活動を行なってきた組織であり、今日までインキュベート、起業支援は AGIT の重要な柱となっている。また、技術革新と特許活用の促進、地域の技術革新戦略、技術移転戦略といった、産業政策的な課題の遂行も行なっている。

AGIT がコーディネートの役務を担う「アーヘン・テクノロジー地域」は、高度技術集積の実効性を高めるために、行政区域を超えた商工ベースの地域として新たに再編された、広域連携プロジェクトである。テクノロジー地域が公式に結成されたのは 97 年だが、構想そのものは 84 年当時からすでにあつた。10 年以上の歳月をかけてさまざまな試行が繰り返され、合意形成の下地が整えられてきた。

当時、この地域は他の西ドイツ地域と同様、時代遅れの基礎研究や技術を抱えて、構造変革に迫られていた。州政府の主導によって、1991 年に最初の開発計画がスタートしたが、見直しを重ねられ 95 年に再度計画が固まる。そして地域の各団体が参画したコンファレンスが何度か開かれ、福祉大学や労働組合など、あらゆる団体のリーダーが参加してディスカッションを重ねられてきた。

ノルトライン・ヴェストファーレン州のテクノロジーセンターの 10% が、アーヘン・テクノロジー地域に連携・協調しているが、それぞれの担当地域の産業、技術の個性にはバラツキがあり、広域連携の合意に至るまでの苦労は並み大抵のことではなかったという。例えば、森林や農業が中心のモンショーのような地域のテクノロジーセンターは、ジュエリーなどのハンディクラフト技術を主に支援している。こうした地域にも参加主体として公正な利益がもたらされるよう、コーディネーションしていくことが求められる。全 12 テクノロジーセンターを通じて、テクノロジー地域へ参加する企業は、合計 455 社、従業員総数 3364 名、そのほとんどは中小零細企業である。平均従業員数 3 ~ 4 人の地域から、平均 10 人を少し超える地域が 3 つあるのみである。

AGIT は、技術のコーディネートのみならず、こうした各地域間のさまざまな利害の調整を行ない、広域連携の基盤整備を図るための期間限定プロジェクトとして機能しているのである。地域開発公社などの諸団体のメンバーからなる 40 ~ 50 人のワーキンググループのセクレタリたちによって、様々な会合、コンファレンス、書類などが準備され、組織されている。

AGIT のマネージング・ディレクターを務めるキラットリさんは、「アーヘン市、アーヘン郡は企業が多いが、ある地域では非常に企業が少なく、コンセンサスを作ることは一筋

縄ではない。ポリティカルパーティーに左右される部分も大きい」という。

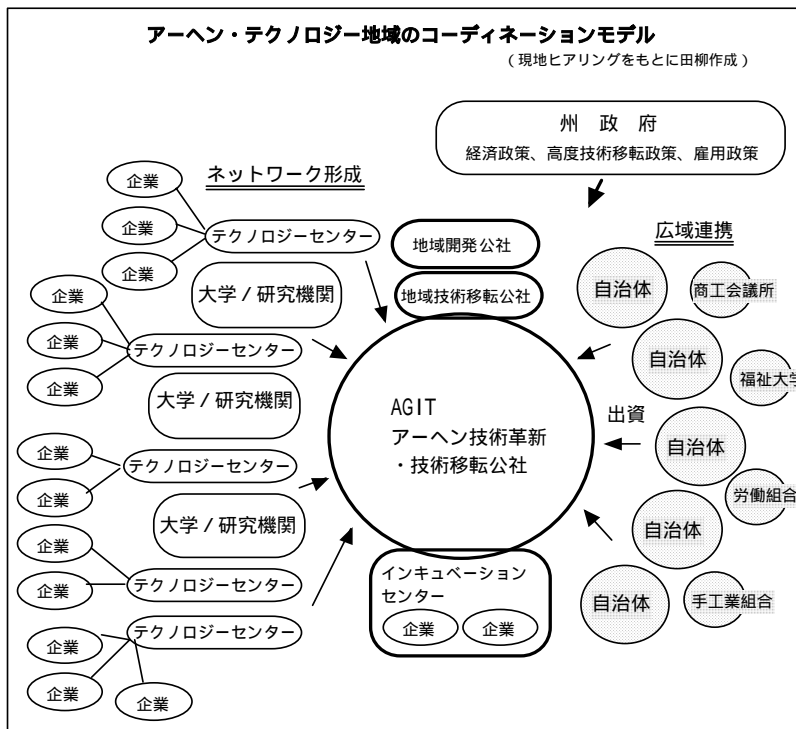


図 9

AGIT は、共同研究や技術移転などに、テクノロジー地域内の大学、基礎研究機関など 250 力所、500 人以上の大学教授を巻き込んでいる。常に 100 を超えるプロジェクトが動いており、半年に 1 度、進行状況がチェックされるとともに、毎年、評価と計画改訂が繰り返される。近年、AGIT の管轄下に、ヨーロッパプラッツ・テクノロジーセンター、メディカルテクニクスセンターの 2 つが開設されており、現在、大学からのスピンオフ企業、スタートアップ企業、海外からドイツに市場を求めてきた企業のブランチなど 80 社が、これらのセンターにオフィス、研究開発、製造の拠点を構えている。また、94 年にはアウスキルヘン技術移転公社を、95 年にはハインスベルグ・アーヘン技術発展公社を、AGIT のイニシアティブのもとに発足している。

アーヘン・テクノロジー地域は、スケールの大きな広域連携であると同時に、ターゲットがきわめて明確な戦略的プロジェクトである。そのコーディネーションには、技術移転を核としたコーディネーションを、地域全体の社会経済集積として高め、公共的なインフラへの投資を、確実な市場創出へとつなげていくことが使命とされている。

AGIT のスタッフは、技術的な知識や学歴もきわめて高く、また経営能力にも秀でている。高いハードルの経営目標を 1 つ 1 つクリアし、地域間の調整をきめ細かく行ない、根気よく人的ネットワークを形成し、タイミングを見極めて新しい機関を発足させていく。

AGIT のコーディネーションに、グローバルな戦略拠点性においてきわめて高い地域優位を確保するための、技術移転コーディネーションのかたちをみることができる。

### 5.3 岩手県・地域プラットフォームと中核的支援機関

#### ～ボトムアップのネットワークとトップダウンの政策との有機的連携

日本においても近年、地域のボトムアップのネットワークを重視し、トップダウンの産業政策、技術政策との連携を図っていかうとする地域の挑戦的な取り組みの事例が散見される。先述した政府主導の地域プラットフォームの活用例のなかでも、最も注目されている事例の一つに、岩手県の取り組みがある<sup>31</sup>。

岩手県では、北上川流域テクノポリスが、誘致外来型から内発型を目指す取り組みの一つとして注目を集めた。北上市は鉱山の衰退をバネに、地域ぐるみで工業振興、工業高校の設立に取り組み、高度成長期には工業団地を整備して、エレクトロニクス産業を中心とするハイテク大企業の集積を行なってきた。その後、誘致企業の県外流出という危機を経験するなかで、加工組立産業から基盤技術型産業の集積に重点をシフトし、テクノポリス構想においても独自の政策をとった。

高原一隆<sup>32</sup>は、北上川流域テクノポリスの集積の特徴を、工業化への強い意思：国の産業立地政策と整合性をもたせるための主体的努力、自立性：北上市単独事業としての8つの工業団地整備、多様化戦略：立地企業の特定業種への集中を意図的に避ける、基盤技術をもつ企業を積極的に誘致、誘致企業と地元企業の相乗効果の誘発、首都圏にアクセスのよい高速交通網との連動、の6点を挙げている。

岩手県では、北上市の内発型志向の成功に続けと、北上川テクノポリスのプロジェクト目標年度である1995年前後から、県内各地で内発的発展の振興の気運が高まっていく。同年、地域プラットフォーム事業の資金を受けて、花巻市にベンチャー・インキュベーション施設、花巻市起業支援センターが立ち上がる。民間出身のインキュベーション・マネージャー、佐藤利雄氏の活躍もあり、全国から有望な製造系技術を持つ起業家が多数集まって、これまで28社のベンチャーが立ち上がり、2002年春にはマルチメディア事業向けの新しいインキュベーション棟も新たにオープンする。

また93年には、岩手大学に、地域共同研究センターが設置される。地域共同研究センターは、国立大学と地域企業との共同研究を推進する目的で、文部省が主導してきた事業だが、岩手大学は全国29番目の設置と後発ながら、97年には共同研究の実績55件に達し、工業大学を除く国立大学でベスト9、旧帝大を除く地方国立大学では新潟大学に次ぐ2位に入った。そして現在では、産学共同プロジェクトの理工系教官1人当たり件数では全国トップを誇る。すでに農学系にも広がり、地域の中小企業との共同開発の比重の高さも類をみない。

岩手大学の成功は、設置当初から産学共同研究を全学に徹底してプロモーションしてき

<sup>31</sup> 2001年12月の岩手大学地域共同研究センター、(財)いわて産業振興センター、花巻市起業支援センター、INS(岩手ネットワークシステム)への調査取材による。一連の取り組みの概要については、関満博・三谷陽造『地域産業支援施設の新时代』(新評論、2001)、地域プラットフォーム論全体からみた分析的考察については原田誠司の前掲文献\*24を参照。

<sup>32</sup> 高原一隆『地域システムと産業ネットワーク』(法律文化社、1999)

たこと、産官との連携をフォーマルにもインフォーマルにも密に取ってきたことによる。その背景には、現センター長の工学部・岩淵明教授らが中心になって、90年頃から組織化の下準備に尽力し、大学内外に広くネットワークを形成してきたことが大きい。

ここで特筆すべき点は、INS(岩手ネットワークシステム)という、セミフォーマルなネットワークの存在である。前出の岩淵教授らが世話人の一端を担い、最初は産官学民を超えた異業種交流会的な集まりからスタートし、地域共同研究センターの構想と並行して、誰でも参加できるオープン組織として間口を広げ、現在は総会員数800名をゆうに超えている。

INSの特徴は、その存在が大学、自治体、商工団体はじめ、大学総長や県知事といった要職レベルまで浸透し公認されていること、各セクターで責務を担うキーパーソンが自主的に参加していること、また大学教授がイニシアティブを取る個別テーマの研究部会では、技術からその社会貢献までが幅広く議論されていること、市民や子供たちにも訴求する展示会に力を入れていることなどである。近年は政策的な課題も積極的に取り上げており、県のシンクタンク的な機能を担い始めてもいるという。

こうした動きのさらなる戦略的統合化が、2000年以降進んでいる。先述した支援機関の再編統合化に伴い、2000年4月に、岩手県中小企業振興公社と岩手県高度技術振興協会(旧テクノポリス財団)を再編統合し、財団法人いわて産業振興センターが発足した。同センターは、地域プラットフォーム事業を推進する「中核的支援機関」として、また「都道府県等中小企業センター」として、地域のボトムアップな動きへ、トップダウンの政策と資金を落とす役割を担っている。

いわて産業振興センターは、INS、岩手大学、県、各自治体の支援機関などと密接に連携をとりながら、経済産業省の地域プラットフォーム事業、文部科学省のRSP(研究成果育成型地域研究開発促進)事業の受託確保などを、ワンストップでコーディネートしている。と同時に、旧来の中小企業政策の窓口も兼務することで、中小企業へのワンストップサービスを担う。

また2000年7月には、初めて県庁の人材が岩手大学にリエゾン担当として出向、全国から注目を集めた。工業試験場や工業振興課などで行政経験を積んできた小山康文氏が、地域共同研究センターの専任助教授となり、産官学コーディネーターとしての活動に本腰を入れている。一方、いわて産業振興センターからも、2人のRSP事業コーディネーターがデスクをもって派遣常駐し、地域共同研究センター内に、まさに官学の人的連携体制が整ってきている。

さらにもう1点、特筆すべきことは、岩手県の政策が、この有機的な連携を高めるうえで積極的な役割を果たしていることである。岩手県は、独自の「科学技術振興指針」を早期に策定したことで知られており、内発性を重視した政策に確固とした基盤を持っている。2000年11月には、「豊かな自然環境と共生し、自由開放的な産学官民連携による知的創造地域の形成」をキャッチフレーズとする科学技術振興の新指針も打ち出された。こうした県の指針が、産官学民の多層的なネットワークをトップダウン政策と結びつけるうえ



で、重要なエンジンとなっている。

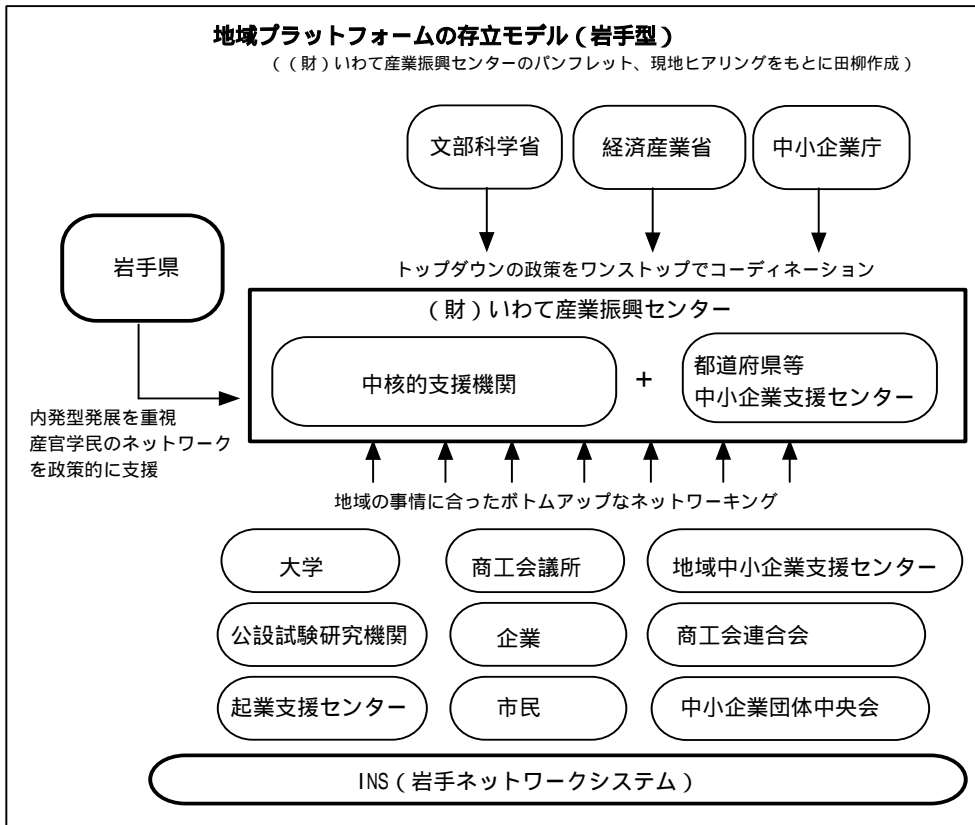


図 10

岩手県の強みは、このような体制の下で、他県ではバラバラに動いていることも多い一連の産業活性化プロジェクトを、水平に連携させ、トータルとして実効性の高いプロジェクトの策定、資金の配分をコーディネートする仕組みを再編していることにある。水面下では、INS のセミフォーマルなネットワークが、しっかりとこれら異質な組織の活動を根幹でつなぎ合わせる、「糊」のような役目を果たしている。原田誠司<sup>33</sup>によれば、INS はすでに《知的公共財としての知識ネットワーク》《外部経済効果をもつ社会的な知識ネットワーク》としての役割を果たしている。

一連の取り組みは、これまでの中央政府依存型の日本に典型的な縦割り型地域政策の構図を乗り越えて、地域の時代にふさわしい内発的な経済発展を目指すための、複合的なコーディネーションのかたちを実現しているといえる。

## 6. むすび ～地域コーディネーションの多様態が示唆するもの

今日的な地域優位の文脈のなかで、地域コーディネーションが、どのような地域共通の政策課題を志向しているかをみてきた。と同時に、その様態が多様に存立しうることを確認してきた。地域が一方で普遍的な共通課題をもちながらも、どのような要件でコーディネーション

<sup>33</sup> 原田誠司「イノベーション・システムと地域産業政策の新展開・花巻-岩手モデルとイノベーション政策を中心に」(『中央大学経済研究所年報』第 32 号、2002/3 所収)

ネーションの様態が変わってくるのか、最後に総括してみたい。

地域コーディネーションの多様態のありようを規定する要件としては、具体的には、地域がおかれた政治的、文化的背景による違い、パブリック、プライベート、NPO、経営主体による違い、具体的な目的範囲の違い、目的範囲に応じた機能の違い、目的範囲に応じた地理的な領域範囲の違い、などが考えられるだろう。

このような要件の組み合わせから派生する、多様なコーディネーションが重層的に錯綜するなか、地域の産業システムやイノベーション・システムが形成されることになる。そこでは、地域の政治・文化が、非常に大きな要因として働くことになる。

地域は一枚岩ではない。場合によっては、目的や機能がまったく同じでも、経営主体が異なるコーディネーションというものが存立しうる。例えばドイツでは、まったく同じような目的、機能をもった行政主導のコーディネーション、商工会議所主導のコーディネーション、労働組合や手工業組合のコーディネーションが、同じような地域に重複して存在するという事も多い。これは、ドイツの伝統的な社会階層性のありようや、公と民の関係のありようによる。

そうした伝統的なセクター間・領域間の住み分けを乗り越える試みも、コーディネーションには求められる。AGIT の例では、政策課題に取り組む以前の、コンセンサスの形成、合意形成に、非常な手間がかけられる。労働組合、手工業組合、福祉大学などの地域のシェアホルダーが、産業政策に大きな発言力をもつなかで、社会的合意形成のコーディネーションが、経済政策と切り離せないものとしてコーディネーション機能の一部をなしてくる。

地域が、シェアホルダーたるさまざまなアクターを、どう位置づけ、どう関係をとっていくかは、地域の事情によって異なってくる。社会政策的なコーディネーションと、経済政策的なコーディネーションとを、どのように分離し、どのように融合させるべきかも、地域の価値規準によって大いに異なってくる。

一方で、地域の政策について考える主体が、伝統的な地域代表団体だけではないということが重要である。その背景には、国民国家の意味の変容があり、今日的な個人社会の成熟がある。イタリアのように、草の根の経営者ネットワークが地域経済を牽引している顕著な例が注目を集めているが、どのような地域でも、多かれ少なかれ、自立した経済人を志向する草の根の起業家や篤志家のような人物は、必ず存在する。それが草の根というものの本質であろう。

しかし、偶発性に左右される草の根に依存するのではなく、地域が積極的に、その草の根を生やす培養土を創る、そのためのコーディネーションが求められているのである。OECD が《地域の神秘性》《インフォーマルなネットワーク》といった表現で強調したような、草の根からのボトムアップな活力を、地域政策として組織化することが必要となる。

その意味で、岩手ネットワークシステムの事例は示唆的である。地域の人々の、オーブ

ン・ネットワークに対する成熟度と、合意形成に対するポジティブな目的意識の共有の姿勢が問われる。そこでは、地域の多様なアクターが、いったん階層性を捨てて、横つながりにネットワーク化されることも必要であろう。岩手ネットワークシステムの法人会員として、いくつかの自治体も参加しているという事実は、驚くべき成果といえるだろう。

岡本義行が、「コーディネーション先にありきではなく、人的ネットワーク先にありき」と述べたように、ベースとなる地域のコミュニケーション・ネットワークが形成される必要がある。

地域コーディネーションには、経済的に実効性の高い「結果」が求められている。現在の厳しい経済情勢のなかでは、即効性すら求められているといっても過言ではない。創造力の高い、ポテンシャルの高いアクターを地域が協同で支援し、優先的に投資していくという、市場競争的な環境のなかで、セーフティネット的な機能をどのように併せもっていくべきかということも吟味される必要がある。

例えば、地域プラットフォームを考えた場合、そこに中小企業支援センターの機能が融合されれば、当然、セーフティネット的な公共サービスの提供機能も組み込まれてくる。しかし、このような複合的な産業政策の機能を担うには、コーディネーションがよほど卓越していないと、実効性の高いものになりえない可能性がある。それは、役所のワンストップサービスをみても明らかである。

岩手県の場合には、そもそも地域プラットフォームで支援する産業を、「1.5次から3次産業まで」と幅広く位置づけており、農業や地場の伝統産業までが、高度技術移転政策の射程に入っている。だからこそ、中小企業政策と高度技術集積政策という分断された政策を、比較的不整合なく統合しうる条件にあるといえることができる。

そのような条件をもっていない地域の場合には、高度な技術移転政策や技術集積政策にアクセスしうる企業と、アクセスしにくい企業とのあいだに、当然のことながら不公正感が蔓延することになる。地域においては、特定業種に優先的に支援を与えていく政策や、高度技術集積を誘致外来型の研究開発企業と積極的に結びつけていく政策も、当然のことながら存在する。

経済発展を志向するかぎり、すべてを内発性で生み出すことなど不可能であり、オープンなネットワークのなかで、地域にはない外発的な要因にアクセスし、地域の力として吸収していかなければ、内発的発展もありえない。その場合、地域のトップダウンな経済政策について、それが最終的にどのように地域の経済発展に結びつくのか、ベネフィットはいかに配分されるのか、地域全体のコンセンサスが図れなければ意味がない。

AGIT がシェアホルダーたるさまざまな地域のアクターとの調整に非常な労苦をかけてきたように、説明・説得責任の枠にとどまらない合意形成のコーディネーション、いわば地域のガバナンスのネットワークを積極的に構築していかなければ、地域としての整合性は保たれず、内発的な発展のマイナス要因となる。

地域の資源として、人的ネットワークを再構築し、そのベースの上に地域コーディネー

ションが多様に存立し、トップダウンの政策を、ボトムアップなネットワークへ「公正に」落としこんでいくことのできる、しかるべき地域ガバナンスが構想される必要がある。

地域の持続的・内発的發展を志向する地域コーディネーションにおいては、それがどのような様態であっても、すべての参加主体が、地域への見識と、地域ガバナンスの全体像への想像力をもちうるようなオープン・ネットワーク環境を保障していくことが必要とされている。

以上のような条件を踏まえて、地域に多様なコーディネーションが存立していくことが、21世紀において望まれているのである。

#### 参考文献

- 相田利雄・小川雅人『現代の中小企業』（創風社、1999）
- 岡本義行「欧米におけるコーディネーション事業の事例」（『社会志林』第46巻第3-4号、法政大学社会学部学会、2000年3月所収）
- 清成忠男『日本中小企業の構造変動』（新評論、1970）
- 黒瀬直宏「戦後日本の中小企業政策の変遷」（渡辺・小川・黒瀬・向山共著『21世紀中小企業論：多様性と可能性を探る』有斐閣マルマ、2001；第11章所収）
- 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』（東京大学出版会、1986）
- 水津雄三『21世紀経済と中小企業・女性事業家』（森山書房、2000）
- 鈴木茂『ハイテク型開発政策の研究』（ミネルヴァ書房、2001）
- 関満博・三谷陽造『地域産業支援施設の新時代』（新評論、2001）
- 高原一隆『地域システムと産業ネットワーク』（法律文化社、1999）
- 立石剛『米国経済政策と通商政策：ポスト冷戦期における国際競争』（同文館、2000）
- 原田誠司「産業集積の理論的諸問題・地域産業システム論とその射程」（長岡短期大学『地域研究』第7号、1997/10所収）
- 原田誠司「地域プラットフォームとベンチャー都市、サイエンスパーク都市への展望：テクノポリス政策の総括と教訓を踏まえて」（久保、原田他編『知識経済とサイエンスパーク：グローバル時代の起業都市戦略』日本評論社、2001所収）
- 原田誠司「イノベーション・システムと地域産業政策の新展開・花巻-岩手モデルとイノベーション政策を中心に」（『中央大学経済研究所年報』第32号、2002/3所収）
- 山中篤太郎「日本中小工業とその質的規定」（『一橋論叢』昭和14年初出／伊藤・尾城・北原・佐藤「日本中小企業問題研究史」『日本における経済学の百年・下巻』慶應義塾大学経済学会編、日本評論新社、昭和34年所収）
- Analee Saxenian, *Regional Advantage* (Harvard University Press, 1995)
- OECD Policy Brief· *Small and Medium-sized Enterprises: Local Strength, Global Reach* (OECD, 2000)
- Enhancing SME Competitiveness: The OECD Bologna Ministerial Conference* (OECD, 2000)